

文教民生常任委員会 大田区障がい者総合サポートセンター さぼーとぴあ視察概要

大田区障がい者総合サポートセンターさぼーとぴあ（以下「さぼーとぴあ」という）は、大田区の28ある障害者福祉施設のうちの1つである。平成27年3月にA棟を開設、平成31年3月にB棟を含む全館を開設し、以来、さまざまな障害のある方を総合的に支援する拠点となっている。さぼーとぴあでは、障害者の総合支援拠点としての施設の役割を重視したことから指定管理ではなく、区職員が運営管理を行いながら、一部業務委託により事業を実施している。実施事業は、相談支援事業（障害者の総合相談窓口）、地域交流支援事業（余暇活動、声の図書室）、就労支援事業（就労移行支援事業、定着支援、たまりば）、居住支援事業（自立訓練（機能・生活））、人材育成事業（福祉従事者への研修案内）、施設の貸し出し、意思疎通支援事業（手話通訳等派遣及び手話講習会案内）、短期入所事業（重症心身障害児（者）などの短期入所）、発達障害支援事業（学齢期の発達障害児の相談、療育）の9つの事業である。

施設の設定については、両棟に洗面室やエレベーターを設置し、目的により使い分けている。また非常時のために、各階までの避難用滑り台が設置され、安全かつ迅速な避難が可能となっている。

A棟では、相談支援事業、居住支援事業、地域交流支援事業、就労支援事業、人材育成事業、施設の貸し出しを実施している。居住支援事業のうち、機能訓練では、定員を1日あたり15名とし、「立つ、座る、歩く」などの基本動作、バランス訓練等を通し、運動機能の維持・向上の自立訓練や言葉やコミュニケーションの訓練を行い、家庭復帰・職場復帰を目指している。また生活訓練では、定員を1日あたり10名とし、洗濯、掃除、調理などを通し、生活力を高める訓練を行っている。就労支援事業では、利用者の特性を考慮して訓練内容を決定しており、現在の就労の定着数は全体の約1割で、年々増加傾向にある。施設の貸し出しでは、障害児（者）の諸活動の促進・福祉の向上、障害に関する理解啓発、地域交流を図る活動の目的のために、集会室や多目的室を無償で貸し出している。

B棟では、重症心身障害児（者）などを対象とする短期入所事業と発達障害児支援事業を行っている。短期入所の定員は1日あたり10名で、原則1回あたり3泊4日以内で利用できる。事前に医師等による診察を行うことで、医療的ケアの必要な利用者も安心して利用することができる。食事は、利用者により食べられる形状が異なるため、「ワタミの宅食ダイレクト」を採用し、提供している。また、利用者が持ち込んだものを食べることも可能である。入浴は、機械浴室を採用しており、浴槽より湯圧の負担が少なくなるよう配慮され、入所初日と最終日を除いて利用できる。発達障害児支援では、大田区在住の学齢期の子供（6歳～18歳）とその家族、関係者が利用ことができ、相談件数は現在年間延べ約1700件であるが、年々増加傾向にあり、今後も増加が予想される。

さぼーとぴあとしては、児童発達支援の言語聴覚士の不足等の人材不足や、長年実施してきた事業を世情や実情に合わせるなど、実施事業の検証・見直し等に課題があるが、今後も、障害のあるなしに関わらず区民が豊かな地域生活を送れるよう、地域や関係機関と定期的な情報交換、情報共有を行いながら、継続して支援していくとのことである。

文教民生常任委員会 神奈川県大和市視察概要

大和市は、全国的に一人暮らしの高齢者が増加する中、おひとりさまの死後の財産や葬儀、納骨などについての課題に対するサポートを行う必要があると捉え、2016年7月から終活支援事業を開始した。

「葬儀生前契約事業」としてスタートしてからの2年間は、市内在住で葬儀を行う身内がおらず、生活にゆとりがない方を対象としていたが、あまり需要がなかったことや、家族に頼ることなく終活したいといった相談があった。そこで、2018年6月から「おひとり様などの終活支援事業」として、一人暮らしまたは夫婦や兄弟姉妹のみで暮らす方なども支援の対象にするなど事業のリニューアルを行った。具体的な施策として、終活コンシェルジュによる相談対応や専門家への相談支援などを中心に取り組んでいる。

終活コンシェルジュは、担当部署であるおひとりさま政策課に配置され、葬儀や納骨などに関する相談などについて本人の意向に沿ったプランを提案頂ける葬祭事業者を紹介するなどの支援を行っている。当初は、元健康福祉部長であった再任用職員の1名体制であったが、相談件数が増えたことや当該職員の任期満了により、今年4月から正職員を2名配置し対応している。相談体制の整備、充実を図ったことにより、相談件数は増加傾向にある。専門家への相談支援は、亡くなった後の財産分配や成年後見に関して、神奈川県司法書士会の協力により紹介を受けた司法書士から初回無料で法律相談を受けることができる制度である。

また、これまで利用実績はないが、亡くなった後、財産を市に寄附したいと考えているものの、身寄りがなく遺言の内容を実現できる者を自分で確保するのが難しい方に対し、神奈川県司法書士会を通じて支援を行う制度（おひとりさまの遺贈寄附）を2022年8月に創設した。

このほか、本人が亡くなった後の葬儀の履行確認や生前における定期的な安否確認が受けられる終活支援登録、市の環境事業協同組合が相談者の遺品の処分について事前に費用の見積りを依頼できる遺品整理支援、遺族や知人などに自分の意思を残しておくためのエンディングノートやおひとりさまの困りごととその解決方法をまとめた生活お役立ちガイドの配架、コロナ禍で外出できない高齢者への交流手段として考案した終活クイズの発行などにも取り組んでいる。

大和市は、65歳以上を含む世帯における一人暮らしの世帯割合が2021年12月1日現在40.7%で、全国平均の34.3%より高い。また、2021年におひとりさまを対象にアンケートを実施したところ、閉じこもり傾向にあることがわかった。コロナ禍での生活により不安や心配が募ってきている状況において、終活支援事業に関して、一時的な事業ではなく恒常的なものとして市が腰を据えて支援していくという姿勢を示すため、2020年12月から「大和市おひとりさま支援条例」の制定に着手、2021年3月から1か月のパブリックコメントを実施後、6月議会での議決を経て7月施行となった。

「大和市おひとりさま支援条例」は、亡くなった後のことを考えるのは縁起が悪いという偏見をなくし、終活は当たり前で大切なこととして市民が捉え、市も支援していくことを趣旨として、目的や基本理念、市の責務、事業者や市民の役割、市の基本的政策などで構成されている。

大和市のおひとりさま支援は、介護支援という福祉的なものではなく、その方が実際に行動を起こしてもらうための招致や情報提供というスタンスでの施策である。より多くの方に終活への関心を持ってもらうよう、また準備につながる支援に様々な角度から取り組んでいる。